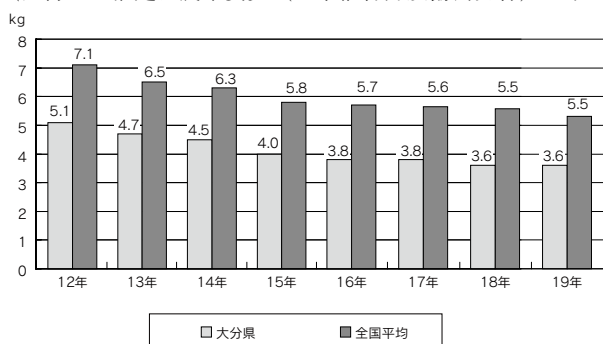


図 3 i 10a 当たり農薬使用量の推移
(大分県と全国平均の比較)

(出荷量で推定。農薬要覧(日本植物防疫協会発行)より)



(2) 肥料・農薬の使用量低減及び農薬安全使用対策

肥料・農薬の使用量低減及び農薬の適正使用、安全使用を図るため、県では以下のとおり対策を実施した。

ア 農産物認証制度の推進

県下全域を対象に肥料、農薬の低減に取り組んだ。さらに、環境保全型農業を推進するため、平成17年度から肥料及び農薬を3割あるいは5割削減して栽培された県内産の農産物を認証する「e-na おおいた農産物の認証制度」を創設し、e-na農産物の生産拡大を推進している。

また、平成21年2月に「大分県有機農業推進計画」を策定・公表し、有機農業の普及拡大に取り組んでいる。

イ 農薬危害防止運動の実施

農薬による危害を未然に防止するため、6月～8月を農薬危害防止運動期間に定め、ラジオCMやリーフレット等による広報を行うとともに、振興局等関係機関が講習会等において趣旨の徹底を図った。

ウ 農薬の適正使用指導の実施

農薬使用基準の遵守を図るため、各種研修会を通じて説明するとともに、各地域、各機関での指導の徹底を行った。また、ポジティブリスト制度に対応するため、農家に対する制度の周知徹底を図った。

エ 防除指導指針の策定

「大分県主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」をインターネットによる検索システムとして公開し、農薬の適正かつ安全な使用を推進するとともに、関係者へ広く速やかな情報提供を図った。

オ 大分県農薬指導士の認定

昭和62年度から始まったこの制度は、農薬販売業者、防除業者等の農薬取扱者及び指導者の資質向上と農薬安全使用の促進を図るため、農薬指導士養成研修及び認定試験を実施するものである。

平成20年度は、新たに農業者16名を含む91名が認定され合計1,141名となった。

カ 農薬指導取締

農薬販売業者や農薬使用者を対象に、農薬の危害防止や適正流通及び、農薬の適正使用促進を図るため、必要に応じて立ち入り調査を行い、農薬の販売、保管管理の及び農薬取締法遵守の徹底に努めた。

また、ゴルフ場業者に対しては、「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づき農薬使用実績の報告を受けるとともに、必要に応じて立ち入り調査を行い、農薬の使用方法や保管管理等について指導を行った。

第4節 廃棄物・リサイクル対策

第1項 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進

私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な利用を進める一方で廃棄物の発生抑制や適正処理などを図り、環境に与える負荷を極力抑えた「資源循環型」社会への転換を迫ら

れている。

「資源循環型」社会の実現を目指す国の施策としては、平成7年6月に容器包装リサイクル法が制定されたのを皮切りに、循環型社会形成推進基本法のほか、循環型社会の形成を進める各種の法律が制定・施行されている。

本県においては、平成14年3月に、廃棄物対策の取組指針として大分県廃棄物処理計画を策定

し、平成15年度に発足した「ごみゼロおおいた作戦県民会議」ごみ減量・リサイクル部会（平成19年11月、部会の再編により「廃棄物・大気・水環境部会」となる。）の提言を県の施策に反映させながら、県民・事業者・行政など地域社会が一体となった取組を進めてきたが、計画から5年が経過したため、平成19年3月に第2次大分県廃棄物処理計画を策定した。当計画において、新たな減量化目標等を設定しており、今後一層3Rへの取組を進めていく。

また、県民の身近な取組として、買い物の際に買い物袋を持参し、レジ袋等を削減する「マイバッグ」運動のキャンペーンを平成10年度から実施しており、平成18年度からは、大分県版エコマネー「めじろん」推進事業の対象とし、県内各地域のスーパーマーケット等と連携して運動の一層の広がりを目指した。さらに、平成20年度には「大分県レジ袋削減検討会議」を設置し、事業者、消

費者及び行政等が連携協力して検討した結果、「県下一斉にレジ袋の無料配布中止を実施すべきである。」という意見をまとめ、それを受けて事業者、消費者団体、市町村及び県が「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、平成21年6月からレジ袋の無料配布中止の取組を全県的に開始している。（平成21年10月現在、28事業者217店舗が参加）

産業廃棄物については、排出抑制やリサイクルを促進するための経済的手法として、平成17年度から産業廃棄物税を導入している。循環型社会形成のための目的税として最大限の効果を発揮するよう、その税収を活用して、リサイクル等の研究開発事業への支援、適正処理の推進に加え、啓発広報や環境教育を推進するとともに、平成19年度からは産業廃棄物の排出抑制、再生利用を推進するためのリサイクル施設等整備支援事業を実施するなど、各種施策を展開している。

表4-1 循環型社会の形成に向けた法律の施行状況

番号	法律名	完全施行年月	主な内容等
1	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）	H11.10	・土づくり、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術の導入促進
2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	H12. 4	・容器包装の市町村による分別収集 ・容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化
3	循環型社会形成推進基本法	H13. 1	・基本的枠組み法
4	資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	H13. 4	・リサイクルを推進すべき業種や製品等を指定
5	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	H13. 4	・廃家電を小売業者等が消費者から引取り ・製造業者等による廃家電の再商品化
6	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	H13. 4	・国等が率先して再生品などの調達を推進
7	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	H13. 5	・食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等の再生利用を促進
8	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	H14. 5	・工事の受注者が建築物を分別解体し、建設廃材等を再資源化
9	使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	H17. 1	・関係業者が使用済み自動車を引取り、フロンの回収、解体、破碎 ・製造業者等がエアバッグ、シュレッターダストの再資源化、フロンの破壊
10	有機農業の推進に関する法律	H18.12	・環境との調和、消費者の需要に即した取組である有機農業の発展推進

第2項 廃棄物の発生抑制と適正処理

1 廃棄物の発生状況

(1) 一般廃棄物の現況

ア ごみ処理の現況

平成19年度に県内で排出されたごみの量は、表4-2a及び図4-2bのとおり、1日あたり1,215トンと推計され、前年度と比較して5.9%減少している。

このうち、市町村（一部事務組合を含む）が処理したごみは、1日あたり1,086トン（排出量の約89%）となっている。

また、これらのごみを処理するごみ処理施設は、ごみ焼却施設14施設（公称処理能力1,662t/日）、粗大ごみ処理施設5施設（公称処理能力114t/日）、粗大ごみ処理施設以外の資源化を行う施設13施設（公称処理能力319t/日）、ごみ燃料化施設2施設（公称処理能力112t/日）及び埋立処

分地施設15施設（残余容量1,226千m³）となっている。

イ し尿処理の現況（平成19年度）

平成19年度に県内で排出されたし尿の量は、表4-2c及び図4-2dのとおり、1日あたり、1,217klと推計され、これは前年度と比較して1.3%減となっている。

このうち市町村（一部事務組合を含む）が処理したし尿は、1日あたり、1,189kl（排出量の約98%）となっている。

また、これらのし尿を処理するし尿処理施設は、17施設（公称処理能力1,470kl/日）である。なお、近年水質汚濁防止の観点から、し尿処理施設の放流水の高度処理を行う市町村が増加しており、処理水を公共用水域に放流する17施設のうち15施設が高度処理設備を設けている。

表4-2 a ごみ処理状況の推移

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
計画処理区域内人口（千人）		1,231	1,211	1,225	1,219	1,222
計画処理区域内ごみ排出量（t/日）		1,374	1,338	1,273	1,291	1,215
ごみ処理量	焼却	1,137	1,028	974	966	922
	埋立	30	20	61	92	11
	高速堆肥化	0	0	0	0	0
	その他	262	268	231	140	153
	計（t/日）	1,429	1,316	1,266	1,198	1,086
自家処理量（t/日）		2	8	6	7	4
計画処理区域内1人1日あたりごみ排出量（g）		1,116	1,105	1,039	1,059	995
1人1日あたりごみ排出量（全国値）（g）		1,106	1,086	1,131	1,115	1,089

図4-2b ごみ処理実績内訳

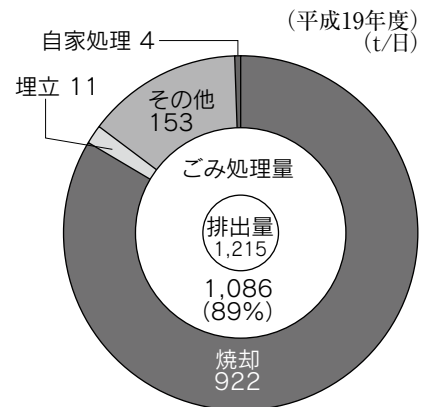
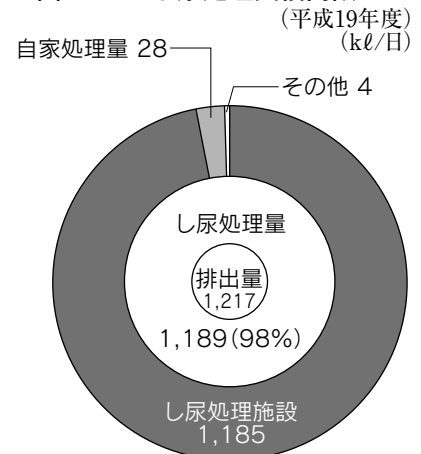


表4-2 c し尿処理状況の推移

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
計画処理区域内人口（千人）		1,231	1,211	1,225	1,219	1,222
計画処理区域内し尿排出量（kl/日）		1,224	1,237	1,242	1,233	1,217
し尿処理量	し尿処理施設	1,196	1,162	1,168	1,182	1,185
	海洋投入処分	29	29	28	16	0
	農地還元	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	3	4
	計（kl/日）	1,225	1,191	1,196	1,201	1,189
自家処理量（kl/日）		49	46	46	32	28
計画人口	下水道人口（人）	387,674	393,768	405,520	451,291	427,141
	コミュニティプラント（人）	2,554	2,447	644	598	608
	浄化槽（人）	584,166	572,962	600,286	561,289	596,946
	計（人）	974,394	969,177	1,006,450	1,013,178	1,024,695
非水洗化人口（人）		257,089	241,554	218,678	205,488	196,816

図4-2d し尿処理実績内訳



ウ 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況
平成20年度における県内（大分市を除く）の一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理の状況は、表4-2eのとおりである。

表4-2e 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況

区分	不法投棄件数		苦情処理件数	
	19年度	20年度	19年度	20年度
ごみ	87	42	37	35
し尿	2		6	3
浄化槽	3		25	19
その他	5	4	25	33
計	97	46	93	90

(2) 産業廃棄物の現況

平成18年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成17年度の本県における産業廃棄物の発生量は 9,002千トンと推計され、平成12年度の 7,680千トンに比べ17.2%増加している。

また、発生量から有償物量の 5,136千トンを除いた排出量は 3,866千トンとなっており、平成12年度の 3,623千トンに比べ 6.7%増加している。

ア 地域別産業廃棄物排出量

排出量を地域別にみると、大分地域が最も多く1,508千トン（39.0%）、次いで別杵国東地域の560千トン（14.5%）、県北地域 494千トン（12.8%）、日田玖珠地域 490千トン（12.7%）、大野竹田地域 389千トン（10.1%）、臼津地域 245千トン（6.3%）、県南地域180千トン（4.6%）となっている。

イ 業種別産業廃棄物排出量

排出量を業種別にみると、農業が最も多く1,213千トン（31.3%）、次いで建設業 1,144千トン（29.6%）、製造業 955千トン（24.7%）、電気・ガス・熱供給・水道業 455千トン（11.8%）となっており、この4業種で3,767千トン（97.4%）となっている。

ウ 種類別産業廃棄物排出量

排出量を種類別にみると、動物のふん尿が最も多く1,211千トン（31.3%）、次いで汚泥1,164千トン（30.1%）、がれき類 1,010千トン（26.1%）、木くず 80千トン（2.0%）の順になっており、この4種類で 3,465千トン（89.6%）となっている。

エ 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況は、中間処理により 1,487千トン（38.5%）が減量化されており、また、2,234千トン（57.8%）が資源化・再生利用されている。残りの 144千トン（3.7%）は最終処分されている。

2 廃棄物の処理体制の整備

(1) 一般廃棄物処理体制の整備

ア 一般廃棄物の広域処理

一般廃棄物の適正な処理を図るため、「大分県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村等におけるごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の設置整備を促進している。

平成20年度における市町村等の一般廃棄物処理施設の整備状況は、表4-2fのとおりであり、施設整備に関する計画支援事業が1事業実施された。

イ 一般廃棄物処理施設に係るダイオキシン類排出実態調査

焼却施設の排ガス中のダイオキシンの排出削減は、緊急の課題となっていることから、国では、市町村等が設置しているすべての焼却施設14施設からのダイオキシンの排出濃度、基準への適合状況等について把握を行った。

平成20年度実績については、表4-2gのとおりであり、全ての施設において基準値を下回っている。

表4-2f 市町村等一般廃棄物処理施設整備状況

(平成20年度)

事業主体	事業内容	施設規模	施行年度
別杵速見地域広域市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター更新に係る計画支援事業	—	19～25

表4-2g 平成20年度一般廃棄物焼却施設ダイオキシン類排出実態調査結果（環境省実施）

事業主体	施設名称	炉番号	測定日	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/Nm ³ N)
豊後高田市	豊後高田市ごみ清掃工場	1	20.9.24	0.18
		2	20.9.25	1.1
国東市	国東市クリーンセンター	1	21.2.17	0.46
		2	21.2.17	0.54
姫島村	姫島村清掃センター	1	20.10.30	5.3
別杵速見地域広域市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター	1	20.10.9	3.4
		2	20.10.9	0.77
		3	20.10.10	0.14
大分市	大分市佐野清掃センター	1	20.11.6	0.00012
		2	20.11.25	0.0000018
		3	20.11.6	0.00037
	大分市福宗環境センター 清掃工場	1	20.11.20	0.0083
		2	21.1.15	0.035
		3	21.1.16	0.061
佐伯市	エコセンター蒲江	1	20.10.22	0.62
		2	20.10.23	0.32
	エコセンター番匠	1	20.12.16	0.015
		2	20.12.15	0.013
豊後大野市	豊後大野市清掃センター	1	20.12.24	3.6
		2	20.9.1	0.46
日田市	日田清掃センター	1	20.10.24	0.99
		2	20.10.22	1.3
玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	1	20.10.1	0.13
		2	20.10.2	0.03
中津市	中津市クリーンプラザ	1	20.12.11	0.48
		2	20.12.11	0.9
宇佐市	宇佐市ごみ焼却センター	1	20.11.19	0.14
		2	20.11.18	0.64

(2) 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物の不法投棄や不適正な処理を防止し、生活環境を保全するためには、監視指導を強化するとともに処理体制を整備する必要があり、行政と業界が一体となって、産業廃棄物排出事業者及び処理業者における処理体制を強化し、施設の整備を促進している。

産業廃棄物処理業者については、業者の技術の向上を図るとともに、産業廃棄物の適正な処理の促進を目的として平成元年8月に発足した「大分県産業廃棄物処理業協会」が、平成3年7月に社団法人化した。

産業廃棄物排出事業者の組織化については、適正処理の推進及び資源化・再生利用の促進に関し、研修、調査研究、情報交換等を行うことを目的として、平成2年9月に「大分県環境保全協議会」が発足した。

また、産業廃棄物処理施設については、

民間による産業廃棄物最終処分場等が、地域住民の理解を得にくいなどの理由から、その設置が困難となってきたため、公共関与により適正処理に必要な最終処分場等を整備することが進められた。最終処分場等の建設・運営主体として、関係市町村をはじめ、大分県環境保全協議会などの民間業者にも出捐を求めて、平成4年12月に「財団法人大分県環境保全センター」が設立され、平成5年3月に厚生大臣から廃棄物処理法に規定する廃棄物処理センターに指定された。

この財大分県環境保全センターで、平成6年11月に破砕プラント、平成7年9月に再生アスファルト合材プラントを設置し、大分建設資材再生プラントとして建設副産物のリサイクルを実施し、産業廃棄物の適正処理及び再生利用のモデル的「実証プラント」として、活動してきたところである。

その後、同業種のプラントが民間企業に普及し、モデルプラントとしての所期の目的が達成できたことなどから、平成20年3月末で操業を停止し、平成21年3月31日付で解散した。

3 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 最終処分場対策

最終処分場については、従来、埋立地の面積が、管理型については1,000㎡以上、安定型については3,000㎡以上のものが許可対象施設であったが、廃棄物処理法施行令の改正により、平成9年12月以降設置される施設については、面積にかかわらず全て許可対象施設とされることとなった。また、最終処分場の技術上の基準を定める命令（いわゆる共同命令）が平成10年6月に改正され、施設設置者に対して排水及び周縁地下水の水質検査の実施、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止するための展開検査の実施などが義務づけられた。

県においては、最終処分場の設置者に対する講習会を開催して、その周知徹底を図るとともに、最終処分場の面積等の測量調査及び排水等の水質検査を実施して実態を把握し、適正な維持管理の指導に努めている。

最終処分場の水質検査は、平成20年度においては23の処分場について放流水3箇所、浸透水20箇所及び地下水24箇所の調査を実施した。

調査項目は、放流水38項目、浸透水30項目及び地下水26項目であり、すべての最終処分場で基準を超えた項目はなかった。

(2) 焼却施設

焼却施設については、平成9年度の「廃棄物処理法」の改正による施設の構造及び維持管理の規制強化とともに、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成12年1月15日に施行され、対象施設での排ガス、集じん灰及び焼却灰の測定が義務づけられた。

(3) 廃棄物処理計画

循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるような体制を整備することができる一方、廃棄物を取り巻く状況は、適正処理するための施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処分があとを絶たないなど極めて厳しい状況となっている。

本県では、産業廃棄物の適正処理を推進す

るため、廃棄物処理法の規定に基づき昭和50年に第1次の「大分県産業廃棄物処理基本計画」を策定し、以後、昭和61年、平成3年、平成8年と4次にわたり計画を策定し、産業廃棄物の基本方針として、これに基づいて、各種の施策を行ってきたところであるが、平成12年に廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、廃棄物処理法が改正され、一般廃棄物を含めた廃棄物全般に関する処理計画を策定することが必要となり、平成13年度に大分県産業廃棄物処理計画を策定し、平成18年度には第2次大分県産業廃棄物処理計画として改定した。

この計画では、平成22年度までの5カ年を計画期間としているが、環境大臣が平成13年5月に定めた基本方針及びおおいた新世紀創造計画で定められた目標を踏まえて、平成27年度を見通した目標数値を設定するとともに、次の施策を体系的に推進することとしている。

- ①排出抑制、リサイクル等の推進
- ②適正処理の推進
- ③情報公開・相互理解の推進

(4) 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進

産業廃棄物の不法投棄、不法焼却、不適正保管等の不適正処理は、地域の景観をそこない、自然破壊に繋がる等、県民の快適な生活環境を阻害している。

県内の不法投棄件数及び不法投棄に関する苦情処理件数は、いずれも平成16年度をピークとしてやや減少傾向にあるものの、平成20年度の不法投棄件数は80件と依然、数多く発生しており、憂慮すべき状況である。（表4-2h参照）

このため、県では平成17年度から産業廃棄物監視員を6班12名体制に増員し、排出事業者や処理業者に対して定期的に立入調査を行うとともに不適正保管等に対する指導を行い、不法投棄及び不法焼却等の監視活動を強化している。

また、不法投棄・不法焼却を行った業者等は積極的に警察に通報するとともに、産業廃棄物処理業許可の取消処分や業停止処分等の行政処分を行い悪質な業者の排除を図った。

さらに不法投棄を防止するため、県、警察本部、関係業界等により構成する「不法処理防止連絡協議会」を各保健所単位に設置するほか、ヘリコプターによるスカイパトロールの実施、県民からの情報提供に対応するため不法投棄110番（097-506-3129）を設置する等して対策を強化している。

表4-2h 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情件数（過去5年間）

1 産業廃棄物種類別の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）

	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H16	H17	H18	H19	H20	H16	H17	H18	H19	H20
燃 え 殻	3	2	3		1	3	2	2		
汚 泥		2	1	1	2	1	2	1		1
廃 油		2				3	2	2		1
廃 酸							1			
廃 アルカリ							1			1
廃プラスチック類	25	19	20	9	20	40	21	22	19	10
紙 く ず	3	2	2	2	9	11	3		3	
木 く ず	25	30	25	13	18	68	36	26	40	7
織 維 く ず	6	3	2	1		7	1	1	2	
動植物性残さ	1	1	3	2		6	1	3	3	2
動物系固形不要物										
ゴ ム く ず	1	1				7	1			
金 属 く ず	16	20	19	4	12	11	16	12	4	6
ガラスくず等	6	7	8	7	5	10	6	7	6	7
鋳 さ い	1					1			1	
が れ き 類	35	39	27	14	12	43	31	19	17	11
家畜ふん尿	3	1	1	5		14	1	5	16	2
家畜の死体	1	1	1	2	1	1	1	1	3	1
ば い じ ん										
そ の 他	1			2		1			2	
合 計	127	130	112	62	80	227	126	101	116	49

2 地域別産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）

	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H16	H17	H18	H19	H20	H16	H17	H18	H19	H20
国 東 地 域	10	1	11	4	5	10	12	6	8	3
中 央 地 域	62	63	21	7	35	83	46	16	7	7
県 南 地 域	7	12	9	8	9	22	16	10	15	12
大 野 地 域	8	6	10	7	7	6	9	18	15	6
日 田 玖 珠 地 域	5	6	30	11	13	19	6	25	12	8
県 北 地 域	35	42	34	25	11	87	37	26	59	13
合 計	127	130	112	62	80	227	126	101	116	49

※国東=国東/中央=別府・日出・由布/県南=臼杵・佐伯/大野=大野・竹田/日田玖珠=日田・玖珠/
 県北=中津・宇佐・高田

4 地域住民の不安解消のための措置

(1) 大分県産業廃棄物適正化条例の運用

産業廃棄物の処理施設の設置にあたり、設置予定者は「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づき、県へ事前協議を行うとともに、関係地域住民への説明会を開催することが義務づけられている。

また、県外産業廃棄物の無秩序な流入により、県内産業廃棄物の適正処理に支障が生じる恐れがあるため、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく事前協議と

環境保全協力金の制度を適正に運用して、適正処理の確保と住民の生活環境の保全に努めることにしている。

第3項 バイオマス等の循環資源の利活用

1 大分県バイオマス総合利活用マスタープランについて

本県では、県や市町村、事業者、県民が目指すべきバイオマスの利活用計画として平成16年10月に「大分県バイオマス総合利活用マスタープラン」を策定した。

このプランは県民総参加による「ごみゼロおおいた作戦」の地域づくり運動など様々な取り組みとともに地域のバイオマスを利活用して豊かな恵みを将来とも守り、安心、活力、発展する循環型社会づくりを目指すものである。

プランの数値目標として2010年（平成22年度）を達成年に目標を設定し、新環境基本計画では、さらに5年後の2015年（平成27年度）を達成年として下表の目標を設定し、各目標の達成に向け、それぞれの部門において取り組み、その合計について平成19年度（計測値は18年度）における進捗状況について下表に示した。

【環境指標】

指標項目	単位	現状 H19	目標	
			H22	H27
廃棄物系バイオマス利用率	%	78.6	91	93
未利用バイオマス利用率	%	65.3	76	81
エネルギー利用量(石油換算)	万kl	4.5	5.1	5.6

2 プランの主な取り組み

(1) 地域資源の総合的な利活用の推進状況

国は市町村が自らバイオマスの利活用構想を樹立するバイオマスタウンを推進している。

大分県では現在、日田市、宇佐市、佐伯市、九重町がバイオマスタウンに認定されており、今後、取り組む市町村が増加する見込みである。

日田市は日田市バイオマス資源化センターの設置や日田ウッドパワー、フォレストエナジー 日田の設立により、家畜排せつ物(豚糞)、集落排水汚泥、生ごみ、焼酎かすのメタン発酵化 や製材残材、杉バーク等を燃料化・木質チップ化すること等により、バイオマス資源の利活用を進めている。

原油価格が高騰しているため、農業生産での化石燃料に代わる代替燃料が求められており、特に施設園芸用での木質系燃料ボイラーやRPF（古紙、廃プラスチックなどを原料とした 固形燃料）を燃焼させる加温機の

試験や石油ボイラーの代替が検討されている。

(2) 産・学・官・県民連携による利活用の推進状況

ア 産学官の55団体で構成する「大分県新エネルギー産業化研究会」ではバイオマス等の新 エネルギーに関して、ワーキンググループを設置し、バイオディーゼル燃料やエタノール製造 などの事業化を目指し、それぞれの課題に対し検討を進めている。

イ 家畜用飼料の高騰によって、畜産経営が圧迫されていることから安価な家畜飼料の製造についての研究会等が発足している。

県家畜衛生飼料室は「大分県食品残さ飼料化行動会議」を設置し関係機関・企業を構成員とし、食品残さ・焼酎粕等の飼料化の検討や畜産試験場の豚等で実用化試験に取り組んでいる。

県内には焼酎製造を手掛ける大手企業が在り、焼酎製造により排出される焼酎かすを家畜飼料に転換する取り組みも徐々に増加している。

また、飼料用米の生産技術の確立に向けて、試験研究機関、JA、生産者等が連携のもとに取り組んでいる。

ウ 廃食用油をリサイクルして製造するバイオディーゼル燃料の取り組みが佐伯市や竹田市など数カ所で行われている。

地域内で廃食用油を回収し、精製したBDFを石油の代替として公用車や自家用車で利用し、環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、行政や市民等が連携して取り組んでいる。

